

城南第三営業部

～ 毎回市の目玉商品をお知らせしています ～ 【2020年10月18日号】



杉 上特等・特等
10.5×10.5×4.00
＜栃木県産＞



杉 KDA
10.5×10.5×3.00
＜福島県産＞



ホワイトウッド
10.5×10.5×2.98
＜北洋材＞



杉 KD
3.0×10.5×3.00
4.5×10.5×3.00
＜福島県産＞



お気軽にお問合せください

法人税・所得税

帳簿書類等の保存期間

1 法人の取扱い

法人は、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成又は受領した書類を保存しなければなりません。

保存期間については、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間でしたが、平成23年12月税制改正により青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が9年とされたことに伴い、平成20年4月1日以後に終了した欠損金の生じた事業年度においては、帳簿書類の保存期間が9年間に延長されました。また、平成27年度及び28年度税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生ずる事業年度においては、帳簿書類の保存期間が10年間に延長されています。

株式会社 山形城南木材市場

第三営業部担当: 柴崎・木村

〒990-2307 山形市表蔵王60番地の1
TEL.023-688-2200 FAX.023-688-2012

Email: jonan@mmy.ne.jp